

秋田市新型コロナウイルス感染症対策 地域産業支援金 申請要領



令和2年6月1日

【お問い合わせ】

秋田市緊急経済対策コールセンター

☎018-803-6861

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし6月中は土・日も開設します。)

【対面相談窓口（申請サポートデスク）】

チャレンジオフィスあきた

場 所：秋田市中通二丁目2番32号 山二ビル7階

連絡先：018-827-5868

時 間：月～土曜日、午前9時～午後5時まで

※1回30分以内での相談となります。

※完全予約制です。事前にご予約の上ご来場ください。

また、来場の際には、添付書類を必ずご持参ください。

1 地域産業支援金とは

(1) 趣旨

この支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う外出自粛、サプライチェーンの毀損等により売上げが大きく減少したにもかかわらず、県と市の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下、協力金）」や、中小企業庁が実施する「持続化給付金」の対象とならなかった事業者の方々に対して、事業継続を支援するとともに経営への影響緩和を図るため、交付するものです。

(2) 支援金の額

1 事業者あたり20万円

※複数の事業所を有していても20万円です。

(3) 申請受付期間

令和2年6月15日（月）～令和3年1月15日（金）まで

(4) 申請書の入手方法

次の場所で申請書を入手することができます。

・ホームページ【電子データ】

秋田市公式サイトにて「ページ（広報ID）番号：1025152」からダウンロード※トップページの「広報ID検索」欄へ上記番号を入力。

・秋田市役所等【紙媒体】

秋田市役所本庁舎1階総合案内
各市民サービスセンター

※東部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター別館を除く。
駅東サービスセンター

1 地域産業支援金とは

(5) 申請方法

原則として郵送および電子申請によりご提出ください。

・ 郵送の場合

申請書類を封入の上、以下に送付ください。

※令和3年1月15日の消印有効です。

【宛先】〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

新型コロナウイルス対策室 地域産業支援金受付

※封筒に差出人の住所および氏名を記載し、「秋田市地域産業支援金申請書類在中」と明記してください。

・ 電子申請

6月15日（月）から秋田市電子申請・届出サービスで受付を開始します。秋田市公式サイトにて「ページ(広報ID) 番号： 1025152」へアクセスし、「電子申請届出サービス：秋田市新型コロナウイルス感染症対策地域産業支援金（外部リンク）」をクリックし、電子申請の手続きにお進みください。

郵送および電子申請が困難であれば、例外的に持参による申請を受け付けいたします。

・ 投函箱

次の場所に専用の投函箱を準備しております。

①市役所本庁舎（2階会議室2-B前）

②各市民サービスセンター

（東部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター別館を除く）

③駅東サービスセンター

受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）です。令和3年1月15日（金）の午後5時15分までに投函してください。

※封筒に差出人の住所および氏名を記載し、「秋田市地域産業支援金申請書類在中」と明記してください。

2 対象者

対象者は、次の要件を全て満たす中小企業者等(※)です。

- ① 2019年以前から、本市において事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ② 申請の時点において、法人については、商業および法人登記簿上、市内に本店があること。また、個人事業主にあつては、本市に住民登録を行っており、事業の拠点が市内にあること
- ③ 2020年1月から同年12月までの任意の1ヵ月（以下、「対象月」という。）において、売上げが前年の同月と比較し、30%以上50%未満減少していること。
- ④ 当該事業者およびその代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団および同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が当該事業者の経営に事実上参画していないこと。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象外です。

- ① 県の休業要請等の対象となった施設を有している方
- ② 申請時点において、持続化給付金の対象となる方
- ③ 法人税法別表第1に規定する公共法人
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」および当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う方
- ⑤ 政治団体
- ⑥ 宗教上の組織又は団体
- ⑦ 上記のほか、本支援金の趣旨および目的に照らして適当でないと市長が判断した方

※本事業での中小企業者等とは次のとおりです。

・個人事業主（フリーランスを含む）

・次のいずれかを満たす法人

①資本金の額又は出資の総額が10億円未満

②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時雇用する従業員の数が2,000人以下であること。

3 申請手続き(申請書)※法人・個人共通

(1) 新型コロナウイルス感染症対策地域産業支援金申請書

(様式第1号)(第5条関係)

令和 2 年 6 月 15 日

(宛先) 秋田市長

秋田市新型コロナウイルス感染症対策地域産業支援金交付申請書

1 申請者

法人番号(法人のみ)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
住所又は所在地(※)	〒 010-1111 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市ビル												
法人名又は店舗名	フリガナ アキタシカブシキガイシャ 秋田市株式会社								生年月日(個人のみ) 年 月 日				
代表者職・氏名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク アキタシ タロウ 代表取締役 秋田市 太郎												
業種	建設業												
連絡先	電話番号	018-000-000					担当者	秋田市 次郎					
	E-mail	akitasi-tarou@000.000.jp											

※個人事業主の「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

2 誓約事項

「新型コロナウイルス感染症対策地域産業支援金」の申請に関して、次のとおり誓約します。

☒ 全ての要件を満たす方はチェックを入れてください。※チェックが無い場合は不交付となります。

- (1) 令和元年以前から、秋田市において事業収入を得ており今後も事業を継続する意思があります。
- (2) 秋田県の緊急事態措置等による施設の休業または営業時間の短縮の対象となる施設を有していません。
- (3) 中小企業庁が実施する「持続化給付金」の対象となりません。
- (4) 法人税法別表第一に規定する公共法人ではありません。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」および当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。
- (6) 政治団体および宗教上の組織もしくは団体ではありません。
- (7) 申請内容に虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。
- (8) 秋田市から、検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- (9) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、秋田市暴力団排除条例(平成24年条例第号)第2条第1号に規定する暴力団、同条2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団および暴力団員が申請事業者の経営に事実上参画していません。

※全ての要件を満たさないと、受給できません。

3 申請額

200,000	円
---------	---

4 振込先

※ゆうちょ銀行以外をご指定される方は以下にご記入ください。

金融機関名	名称	〇〇銀行	本支店名	△△支店
	金融機関コード	〇 〇 〇 〇	店番	〇 〇 〇
口座種別	普通	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	※左詰で記載してください。
ゆうちょ銀行	金融機関コード	9 9 0 0	店番	
	口座番号			※左詰で記載してください。
口座名義人	※カタカナで記載してください。			

申請書の記載に不明な点等がある場合に連絡します。日中に連絡がつく連絡先をご記入ください。

チェックが無い場合は、不交付になります。

複数店舗を所有する場合も、一律20万円です。

通帳を十分にご確認ください。

3 申請手続き(売上高比較表)※法人・個人共通

(2) 売上高比較表

(様式第2号)(第5条関係) (作成日) 令和2年6月15日

売上高比較表 記入例

(申請者名) 秋田市株式会社

2019年		2020年		売上の増減 (B - A) = C	売上の 減少率 -(C ÷ A)	対象月	備考
月	売上高 (A)	月	売上高 (B)				
例	750,000	例	500,000	▲ 250,000	33.3%	○	
1月	500,000	1月	450,000	▲ 50,000	10.0%		
2月	500,000	2月	400,000	▲ 100,000	20.0%		
3月	500,000	3月	400,000	▲ 100,000	20.0%		
4月	600,000	4月	360,000	▲ 240,000	40.0%		
5月	600,000	5月	350,000	▲ 250,000	41.6%	○	
6月	500,000	6月					
7月	500,000	7月					
8月	500,000	8月					
9月	500,000	9月					
10月	500,000	10月					
11月	500,000	11月					
12月	500,000	12月					
売上計	6,200,000	—	1,960,000	—	—	—	

【ポイント】
 対象月の前年同月と比較出来ない場合の特例
 創業者特例→2019年の月平均の売上と比較できます。
 事業承継特例→前事業主の売上と比較できます。
 法人化特例→個人事業主の時期の売上と比較できます。
 合併特例→合併前の法人の売上の合計と比較できます。
 詳しくは11～12ページへ。

誤りはありません。

秋田市株式会社
 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市ビル
 代表取締役 秋田市 太郎

(名 称)

確定申告書などから転記してください。

売上台帳などから転記してください。

減少率が30%以上、50%未満の月が対象となります。
 複数ある場合は任意のひと月を選んでください。
 この月の分の売上台帳の写しを添付してください。

3 申請手続き(添付書類) ※法人の場合

■確定申告書別表一

2019年度分の売上げを確認

[illegible]

■法人事業概況説明書（表・裏）等

2019年度の毎月の売上げを確認

[illegible]

■売上台帳等の写し

2020年度における対象月の売上げを確認

[illegible]

■通帳の写し（見開き）

振込先を確認

※法人名義の口座に限ります。

総合口座	
おなまえ カブシキガイシャ〇〇〇〇 様	
店番	123
口座番号	4567890
〇〇〇銀行（金融機関コード 0000） 支店名 △△△支店	

③ 申請手続き(添付書類) ※個人(青色申告)の場合

■確定申告書第一表

2019年の売上げを確認

令和 年 月 日

令和 年 分の所得税及び
課税所得の申告書

申告書 B

FA0125

住所

〒 市 区 町 丁目 番 号

氏名

性別 年齢

生年 月 日

配偶者の氏名

生年 月 日

扶養親族の氏名

生年 月 日

扶養親族の氏名

生年 月 日

収入金額等

所得金額

所得から差し引かれる金額

項目	内容	金額	所得金額	所得から差し引かれる金額	備考
収入金額等	給与所得				
	退職所得				
	不動産所得				
	雑所得				
所得金額	給与所得				
	退職所得				
	不動産所得				
	雑所得				
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除				
	小規模企業共済等掛金控除				
	生命保険料控除				
	健康保険料控除				
所得から差し引かれる金額	基礎控除				
	障害者、寡妻、寡夫控除				
	扶養親族控除				
	基礎控除				
所得から差し引かれる金額	所得から差し引かれる金額				
	所得から差し引かれる金額				
	所得から差し引かれる金額				
	所得から差し引かれる金額				

■ 所得税青色申告決算書

(1 ページ目と2 ページ目) 等

2019年の毎月の売上げを確認

[illegible]

■売上台帳等の写し

2020年における 対象月の売上げを確認

[illegible]

■通帳の写し(見開き)

振込先を確認

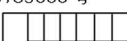
※本人名義の口座に限ります。

総合口座	
おなまえ カブシキガイシャ〇〇〇〇 様	
店番 123	印
口座番号 4567890	
〇〇〇銀行（金融機関コード 〇〇〇〇） 支店名 △△△支店	

■本人確認書類

運転免許証、保険証等

※運転免許証については、住所
変更があった場合は裏面もコ
ピーしてください。

氏名	〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日生
住所	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号	
交付	平成〇〇年〇月〇日	
平成〇〇年〇月〇日まで有効		
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	第 123456789000 号 	 〇〇〇〇 

健康保険証	

3 申請手続き(添付書類) ※個人(白色申告)の場合

■確定申告書第一表

2019年の売上げを確認

[illegible]

■売上台帳等の写し

2019年、2020年の対象月の売上げを確認

[illegible]

【注意】
売上台帳は事業者の方々が自
身で整備するものです。
税務署等では発行出来ません
ので、ご注意ください。

■通帳の写し(見開き)

振込先を確認

※本人名義の口座に限ります。

総合口座	
おなまえ カブシキガイシャ〇〇〇〇 様	
店番	123
口座番号	4567890
〇〇〇銀行（金融機関コード 〇〇〇〇） 支店名 △△△支店	

■本人確認書類

運転免許証、保険証等

※運転免許証については、住所変更があった場合は裏面もコピーしてください。

氏名	〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日生
住所	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号	
交付	平成〇年〇月〇日	
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効		
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	第 123456789000 号 	 

健康保険証

○○○印

4 よくあるお問い合わせ

Q：申請書はどこでもらえるのか。

A：秋田市公式サイトでダウンロードできるほか、秋田市役所総合案内、各市民サービスセンターなどで入手できます。

※1 ページをご覧ください。

Q：市県民税の申告しかしていない場合はどうなるか。

A：市県民税の申告をしている方は、その申告書の写しと売上台帳の写しでも申請可能です。

Q：確定申告書（控）および青色申告決算書（控）を紛失した。どうすればいいか。

A：確定申告書（控）等は税務署で入手できます。市県民税の申告書を使用する場合は、市役所の市民税課で同様に入手できます。

Q：売上台帳を紛失したため、毎月の売上げが分からない。

A：台帳の紛失により、本申請に必要な売上げを正確に確認することができない場合は、レシートや領収書（控）などをもとに、改めて台帳を作成の上、必ず添付してください。

Q：対象外の業種はあるか。

A：業種の指定はありません。ただし、県の休業要請等の対象となった施設を所有している場合や、本要領の3ページに記載している対象外の要件に該当する場合は、対象外となります。

Q：複数の店舗を経営しているが、店舗によって売上の減少率が違う。この場合、店舗ごとに判断するのか。

A：店舗単位ではなく、事業者単位で判断します。全事業の売上合計の減少率で判断します。

4 よくあるお問い合わせ

Q：1店舗は休業要請等の対象となり休業したが、1店舗は休業要請等の対象とならなかった。支援金の対象になるか。

A：1店舗でも休業要請等の対象施設を所有している事業者は対象外です。

Q：飲食店を経営しているが、もともと昼営業のみで、営業時間の短縮の要請の対象にならなかった。支援金の対象になるか。

A：休業要請等の対象外施設のみを経営されている事業者であれば、対象になります。

Q：NPO法人や一般社団法人、社会福祉法人なども対象になるのか。

A：法人税別表第2に記載されている法人は対象となります。
なお、確定申告が必要ない法人については、売上げが分かる書類（事業活動計算書等）を添付してください。

Q：2020年中に事業拡大をしたため、事業全体の売上の減少率は30%未満である。しかし、売上に対する影響は出ているので対象となるか。

A：各店舗ごとではなく、事業全体の売上げで判断しますので、対象とはなりません。

Q：創業したばかりで、前年の売上と比較が出来ない。

A：2019年中に創業しており、対象月の前年同月が創業より前の場合は、2019年の売上げは、月平均額で比較します。ただし、2020年中に創業した場合は、対象外となります。

※創業した証明（開業届や法人設立届の写し等）を添付してください。

4 よくあるお問い合わせ

Q：事業承継（個人事業主）により、2019年と2020年の事業者名が違う。

A：事業承継を証明できる書類(廃業届および開業届)を添付できる場合は、前事業者の売上げと比較することができます。

Q：個人事業主から法人化した場合でも対象となるか。

A：対象となります。ただし、個人事業主時代の売上げと法人の売上げを比較します。

※法人の設立を証明する書類（法人設立届や登記等）を添付してください。

Q：複数の法人が合併した場合でも対象となるか。

A：対象となります。ただし、合併前の法人の売上げの合計と、合併後の法人の売上げを比較します。

※法人が合併した証明（履歴事項全部証明書等）を添付してください。

Q：パソコンや書類作成が不得意で、申請出来ない。

A：様々な事情で申請が困難な方向けに、次の場所に申請サポートデスクを設置しております。完全予約制により、対面でのご相談を受け付けております。

申請サポートデスク（チャレンジオフィスあきた）

場 所：秋田市中通二丁目2番32号 山二ビル7階

連絡先：018-827-5868

時 間：月～土曜日、午前9時～午後5時まで

※1回30分以内での相談となります。

※**完全予約制**です。事前にご予約の上ご来場ください。

また、来場の際には、**添付書類を必ずご持参ください。**